

参考資料

令和5年6月30日

令和5年第2回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

(令和5年6月27日付託分)

附属資料

福祉子どもみらい局

目 次

ページ

1 附属機関の設置に関する条例 新旧対照表	1
-----------------------	---

1 附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）新旧対照表

改 正				現 行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
知事	(略)	(略)	(略)	知事	(略)	(略)	(略)
	神奈川県水産審議会	水産業の振興 _____に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	(略)		神奈川県水産審議会	漁業協同組合整備計画並びに漁業構造改善事業の計画の樹立及び実施に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	神奈川県いじめ問題再調査会	(略)	(略)		神奈川県いじめ問題再調査会	(略)	(略)
	神奈川県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会	障害を理由とする差別に関する紛争（知事からあつせんにつされたものに限る。）についてのあつせんを行うこと。	15人以内		(新規)	(新規)	(新規)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)				(略)			